

第六十八号議案

江戸川区難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年六月六日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例

江戸川区難病患者福祉手当条例（昭和四十九年六月江戸川区条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「区長」を「江戸川区長（以下「区長」という。）」に改める。

第三条の見出しを「（支給要件）」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

区長は、江戸川区内に住所を有する難病患者のうち、平成二十五年四月の月の手当を受給したもの（以下「受給者」という。）に対し、手当を支給する。ただし、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当は支給しない。

第四条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次条第三号の規定により受給資格が消滅した者であつて区長が別に定めるものは、区長に申請し、再認定を受けることができる。

第五条第三号中「第三条」を「第三条第一項各号のいずれか」に改める。

第六条中「一万二千元」を「一万五千五百円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規

定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条、第三条及び第五条の改正規定 公布の日

二 第四条の改正規定 令和七年八月一日

（経過措置）

2 この条例による改正後の第六条の規定は、令和八年四月以後の月分の難病患者福祉手当について適用し、同年三月以前の月分の難病患者福祉手当については、なお従前の例による。

（説明）

時代に合わせた行政サービスの整理・再構築を図るため、難病患者福祉手当の額を引き上げるほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。